

追 加 議 案（平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出）

議 案 番 号	件 名
議第 9 5 号	平成 2 9 年度 人吉市一般会計補正予算（第 7 号）
議第 9 6 号	平成 2 9 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）
議第 9 7 号	平成 2 9 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 9 8 号	平成 2 9 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正 予算（第 3 号）
議第 9 9 号	平成 2 9 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 0 0 号	平成 2 9 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予 算（第 3 号）
議第 1 0 1 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
議第 1 0 2 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 3 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

- 議第 1 0 1 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議第 1 0 2 号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 3 号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 101 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 155」を「100 分の 157.5」に、「100 分の 175」を「100 分の 172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 0 2 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 2 . 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 103 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第 15 条の 7 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 105）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 50）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 45（特定幹部職員にあっては、100 分の 55）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300

41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700	
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000	
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300	
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600	
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900	
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200	
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500	
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700	
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000	
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300	
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600	
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800	
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100	
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400	
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600	
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800	
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100	
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400	
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600	
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800	
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100	
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400	

	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
	94		294,400	342,200				
	95		294,800	342,700				
	96		295,200	343,100				
	97		295,400	343,200				
	98		295,700	343,700				
	99		296,100	344,100				
	100		296,500	344,400				
	101		296,700	344,700				
	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の4第1項中「及び第15条の6」を「及び第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第15条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分42.5」に、「100分50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）」を「100分の52.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第3条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うことその他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。